

令和5年 7月 20日

内閣府特命担当大臣 谷公一殿

令和5年6・7月における大雨災害について緊急要望

国民民主党

停滞する前線の影響により、6月から7月にかけて記録的な大雨となり、全国的に線状降水帯や集中豪雨が相次いで発生し、深刻な被害が生じました。尊い人命が失われるとともに、全国各地で道路・河川の被害や土砂災害が発生した他、浸水により多くの家屋が被災しました。つきましては全国並びに被災地域における国民の生活や経済活動が一日でも早く回復するよう、下記要請致します。

1. 激甚災害の早期指定

○今回の災害は、記録的大雨による多くの県をまたいだ広域災害である。公共土木施設、農地・農業用施設等の災害復旧及び商工業者への支援等を円滑かつ早急に行う必要があることから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害として早期に指定し、特別の財政措置を講ずること。

2. 公共土木施設等の災害復旧事業の早期採択

○公共土木施設、鉄道施設、農地・農業用施設、林地・林道の復旧及び土砂災害対策について、事業費の確保を図るとともに、災害復旧事業に早期に着手できるよう災害査定や採択に関する手続きについて、迅速かつ柔軟に対応すること。

3. 治水対策等の推進

○一級河川その他、二級河川や普通河川、農業用水路においても、今回の豪雨も含め、幾度となく浸水被害が発生しているため、ハザードマップの整備も含めた浸水対策に必要な予算を確保すること。

○近年の豪雨状況に応じた排水ポンプ等の施設整備や樋門の自動化・遠隔化等、本川水位低下に効果がある寄り洲の撤去・河川の浚渫を積極的に推進すること。

○中長期的には森林や水田などで水を「貯める」貯留対策や、「ゆっくり

流す」ためのコンクリートを使わないグリーンインフラ政策や生物多様性と共生できる「生態系に配慮した」流域治水政策をすすめること。

4. 災害廃棄物の処理

○大量の災害廃棄物が発生しているため、被災市町村が実施する災害等廃棄物処理事業について、予算の確保及び早期の採択、さらには手厚い地方財政支援を講ずること。

○災害に伴って発生する漂流・漂流物や海底の堆積物の回収・処理に要する経費について、十分な財政支援措置を行うこと。

5. 農林漁業者の経営再開に資する支援

○自然災害が頻発している状況を踏まえ、生産者の生産意欲が低下することがないように、浸水した農業用機械やハウス施設の付帯設備などの修理・購入、次期作に必要な種苗や生産資材の購入などの支援を早期に実施すること。併せて、浸水リスクの低い地域でのハウス施設等の整備について、今回の被災の有無に係わらず支援を受けられるよう制度の充実を図ること。

○収入保険制度の基準収入の算定にあたっては、甚大な気象災害を受けた年は除外するなど、現場の実態に即した制度への見直しを行うこと。

6. 中小企業・小規模事業者に対する支援

○被災した中小企業・小規模事業者の事業継続・早期再開に向け、円滑な資金繰りの支援をはじめ、施設・設備の復旧や販路開拓等の取組に対する重点的な支援を行うこと。

7. 被災者の生活再建支援の充実

○被災者生活再建支援制度の適用にあたっては、被災者の早期の生活再建に資するため、全ての被災区域に適用するとともに、支援対象に含まれない被害程度区分（半壊、準半壊及び一部損壊）への対象拡大、支援金の増額を行うこと。

8. 被災児童生徒に対する支援

○児童生徒が、被災により就学の継続を断念することがないように、令和2年7月豪雨と同様に、就学援助事業や授業料等減免事業の補助率の引上げなどの支援制度を拡充すること。

9. 災害時におけるペット救護対策

○自然災害が頻発している状況を踏まえ、自治体を実施する災害時におけるペット救護対策への財政支援を行うこと。

10. 被災医療機関に対する支援

○今回の豪雨災害により被災した医療機関に対し、施設や医療用設備等の復旧に要する経費に係る財政支援など、必要な支援を速やかに行うこと。

11. 診療情報のバックアップに対する支援

○大規模災害時に診療の継続が困難となることを防ぐため、電子カルテ情報のバックアップなどを行う医療機関や関係団体の取組に対して支援すること。

12. 地方交付税等による財政支援の実施

○災害の復旧・復興には多額の経費を要するため、県及び被災市町村の特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業の予算確保に特段の配慮を行うこと。

13. 水陸両用車の配備

○今回の豪雨では、広範囲な浸水被害が発生し、冠水地域や悪路が多数発生したことにより、多くの被災者が孤立することとなった。これら被災者を迅速に救出救助するため、冠水地域や悪路に対応可能な水陸両用車を多数配備すること。

14. 社会福祉協議会への人的体制拡充

○社会福祉協議会は大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを開設し、被災地の支援ニーズの把握・整理と支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整・マッチング活動を行うなど重要な役割を担っている。一方、それらを行う人員がひっ迫する状況にあるため、被災地域の社会福祉協議会への他の自治体等からの人的支援を速やかにかつ広域に行うことができる体制を整備すること。

以上